

へ議長(高橋千春) 御異議なしと認めます。よろさう決定いたしました。
尚委員会の審査報告は本会期中は御願ひいたします。

へ議長(高橋千春) 日程第三福生町公営式奉例の一部を改正する奉例案について
議案第四号を議題に供します。事務局として議案の朗読をいたさや
ます。

へ議会議務局(沢正次郎) 朗読

へ議長(高橋千春) 理事者から提案理由の説明を求めます。

へ助役(川島金吉) 議案第四号の福生町公営式奉例の一部を改正する奉例
案について説明申し上げたいと存じます。今日新庁舎が落成し、旧奉例に
よると公営場及び墓地にあつたわけでございますが、こゝを五番地に運
搬しようとするものがござります。施行に對しては三月五日から適用したい
と承え、おけ次第でございます。

へ議長(高橋千春) おわかりいたしました。議案第四号は、然る事務委員会に付託
し詳細な審議を願うことにいたしました。思ひますか、こゝに御異議ありや
うか、

(異議なしと存じます)

へ議長(高橋千春) 御異議なしと認めます。よろさう決定いたしました。尚委員
会の審査報告は本会期中は御願ひいたします。

へ議長(高橋千春) 日程第三福生町福祉課徴収奉例の一部を改正する奉例案
について議案第四号を議題に供します。事務局として議案の朗読
をいたさやます。

へ議会議務局(沢正次郎) 朗読

へ議長(高橋千春) 理事者から提案理由の説明を求めます。

へ助役(川島金吉) 議案第四号の福生町福祉課徴収奉例の一部を改正する奉例
案について説明申し上げたいと存じます。今日地方税法の改正により、督促手数料は公営団体の住居
とて、東京都並みに都下の町村によつて督促手数料は徴収しないといふこと

というところありまして、ここには附録を申し上げた次第でございます。本例の第一
三十一条は督促手数料が定められていたが、これを削除しようとするものや、一件
十円を徴収して取りましたか、四月以前に督促収入を免せられたものは、これを
徴収するということでございますか

議長（高橋千春） はい、用意は附録で行います。

（異議なしと叫ぶ者あり）

議長（高橋千春） はい、この中意見の附録を結了いたしました。おわかりい
たします。議案第四十一号は総務委員会に付託し詳細は審議を願
うことにしたいと思っております。この中異議ありませんか。

（異議なしと叫ぶ者あり）

議長（高橋千春） 中異議なしと認めます。よつてさう決定いたしました。
尚委員会の審査報告は本会期中に附録いたします。

議長（高橋千春） 日程第三十議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

又は処分に関する本例案について議案第四十一号を議題に供します。事務
局として議案の附録をいたします。

（議案事務局）（沢正太郎） 附録

議長（高橋千春） 理事の方から提案理由の説明を求めます。

（助役（川邊金吾） 議案第四十一号は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得
又は処分に関する本例案について附録説明申し上げます。本件も地方自治法の範
疇によるもので、町議会に付すとしても本例案として附録いたしたいという事
でございます。現在の契約方法や不動産の取得、お払いというものの一つは、大
中に金額が定まっていたわけでございます。従いまして、予定価格が二千万円以
上のもや、お払いは米石を不動産、不動産の買入れお払いに付すものは、百万
以上の米石に付すお払いは、仲五ヶ年米石以上のものは、議決を要するものとす
るつもりです。今後施行するとして十分慎重にやることがなければならぬと思え
る次第でございます。

「議長（前橋千春）こゝより御意見の質疑を行います。」

「十一番（大倉保一郎）この選挙については理事者はどのような考えをお持ちか、条例が決定いたしました。議会の同意は必要なく、五百人や八百人の契約をした場合、議会は報告する考えがあるかどうかの御質問をしたいと思います。」

「助役（川島金吾）今般執行者として入札する場合、限度はありせんか、この数字に近しいものは、公書面による御選付するか、あるいは議会等の場合、一括して報告したいと思っております。」

「議長（前橋千春）こゝに御質疑を述べたし、おはかりいたしました。議案第四十五号は、総務委員会に付託し、詳細は審議を願うことにいたしました。御意見は、こゝに御意見ありせんか。」

「御意見は、こゝに御意見あり。」

「議長（前橋千春）御意見は、こゝに御意見あり。よろしくの決定いたしました。尚、委員会に審査報告は、本会期中に御願ひいたします。」

「議長（前橋千春）日程第四編、消防団条例の一部を改正する条例案について、議案第四十五号の議題に供し、事務局長より議案の説明をいたします。」

「議案事務局長（沢正次郎）御説明。」

「議長（前橋千春）理事者から提案理由の説明を求めます。」

「助役（川島金吾）議案第四十五号、消防団条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。右審議委員会の御賛成とあり、昭和二十七年改正されたもので、その点をあつたものと、思ひ、御提案申し上げた次第でございます。第三条中、首長を首長に改め、第一分団から第五分団まで、右四十人づつとし、首長以上の本部要員を、あつたことと、ござります。」

「議長（前橋千春）御説明を、御賛成とあり、議案第四十五号、消防団条例の一部を改正する条例案、第一分団から第五分団まで、右四十人づつとし、首長以上の本部要員を、あつたことと、ござります。」

の際、全部を改定しようとするものゝごいす。第一条は定数五人とし、第二
条は議員の中から選出する監査委員は一年とする。従来監査委員三人のうち
一人は議員三人、一人は学識経験者からという事ではありましたがござります。
学識経験者の任期は三年、議員については任期という事でもござります。

一議長（市橋千春） これより市議会市債償還を行います。

（市債償還と申す者あり）

一議長（市橋千春） 市債償還と申す者より、よろさの決定いたしました。尚

本委員会が審査報告は本会期中にお願いいたします。

一議長（市橋千春） 日程第二の市営観光施設改修設置及び管理に関する条例案、議案第
四百五号を議題に供します。事務局長より議案の朗読をいただきます。

一議事事務局（沢正次郎） 朗 読

一議長（市橋千春） 理事長から提案理由の説明を求めます。

一助役（川波金吾） 議案第四百五号の市営観光施設改修設置及び管理に関する条例案

について説明申し上げます。本件も地方自治法の一部を改正する法律の公布施
行に伴い新たに条例を定めるわけですが、当初はわが市は柳山レストハウスの設置を
以て管理の条例を定めようとするものでござります。第一条は目的、第二条はレ
ストハウスの使用者に対する制限を規定いたそうとするものでござります。第三条
は使用上の返還方法、第四條はつきましては、乗換した場合の賃金補償
制度でございます。第五條は管理の方針を定め、町直営でやめるか、公営の観
光団体に委託するかもやめるかの事でもござります。第六條は施設の運
営の細則については別な規則を作らうという事でござりますのでよろしく
お願いいたします。

一議長（市橋千春） これより市議会市債償還を行います。

（市債償還と申す者あり）

一議長（市橋千春） これより市債償還と申す者より、おはかりいたします。議案
第四百五号は建設委員会に付託し、詳細な審議を願うことをお願いいたします。此

孝文王に御昇殿ありやんか。

(昇殿して時辰看あり)

一議長へ商榷(春) 川岸議にしろ認めず。よくさよの決定いたしました。尚
委員より審査報告は本会期中には勧願いたします。

一議長（市岡千春）　日程第七、福生町新方針製紙施設築造甚金策側案、議案第四十一
号を議題に依り、事務局として議案の朗読を以て了す。

一議事勅(改正部)

（議長上原清平君）理事君より提案理由の説明を承けます。

一 助役（川霧全香）議案第四十号も猶生町町市計費削減基金条例案のごとく
いまの如く、又、又及び又、又の積立金として昭和三十一年度には四百万円を積立
てあり、その場合は地方自治法の一部を改正する法律に基き、基金条例を改定す
る事決定の如く、従つて四百万円はつゞく条例を改定するべく本案を提出した次第
でございます。第一条は目的が事業の円滑にかつ効率的に行うために設置する

ちのふいざります。第三条は基金の額で、従来より大年度に四百万をふたつたわけだ
 ございます。第四条は利息の生じた場合は一般会計の歳入に払い、さらに歳入として著
 全にふたつたわけでございます。第五條は且つ別外には使用する事かござらぬとし、一般
 会計が苦しい時は一先繰入の事かござらぬ。しかし入の場合の期間、利息を払い、
 入の年度内には返還するということでございます。第六條は入の他細部はついでに
 町長が定め、町則は四月一日から施行したいという事でございます。簡単です
 が福明はあてさていたなすたいと存じます。

一、張長（高橋平春）
二、小より即ち見即ち後新古行い事。

ハナ番(大工係) 四万という額は、弟立朱の当秋事業に於ける場合、この秋代は幾とすものかどうある

一助收(川窪屋吉) この朱例は綴りて作る物なりである。云々以下は使用するもの
はたしく一般利に課すのみならず使用するものという事とござります。金額支出
する場合はこの朱例はたしくのものとして私どもは解釈しておきます。

一議長(前橋千春) このは、質疑を結了いたします。おぼろしいです。議案第四号より
きは建設委員会に付託し、詳細な審議を願う事としたいと思っておりますが
この川界議のりあしめ、

(界議のしと時あきあり)

一議長(前橋千春) 川界議のしと時のあき。ようつさよう決定いたしました。向
委員会の審査報告は本会期中はお願いいたします。

一土着天々保(部) ここが臨時休題の願いとあります。

一議長(前橋千春) ただいま休題の声をあげましたから休題する事に川界議のりあ
せんめ、

(界議のしと時あきあり)

一議長(前橋千春) 川界議のしと時のあき。ようつさよう決定いたしました。向

休題の午後五時四十分

開議午後六時二十分

一議長(前橋千春) 休題前に引く(部) 今議を用います。日程第八編生町立学校設置

条例案議案第四号を議題に供します。事務局をレク議案の附託をいたすやうです。

一議令事務局(沢正太郎) 附託

一議長(前橋千春) 理事者より提案理由の説明を求めます。

一助役(川邊屋吉) 議案第四号(福生町立学校設置条例案)について附託申上げます。

本県も地方自治法の一部改正する法律により現在ある学校に対する設置場所、如
称を定めようとするものがございます。第一条は学校教育法に定められている小学校

と中学校に対するもの、内容的には本案は設置場所、名称であり、条例で事

業の内容、目的、管理について地方自治法に定められているものは必要はた

従って先般も教育委員会から右市町村の教育長宛に通知致して、この名称

だけを定めてよいという事で、管理については教育行政組織及び運営に関する法

律による運営の事になっておるのでござります。よつて川界議願います。

一議長(前橋千春) 示より川界見附質疑を行います。

議長（前橋正春）二小片の御意見御審議を附随いたします。おはかりいたします。議案
第四十八号の御事務委員会に付託し詳細に審議を願う事は御果議ありと承る。

一蔵長より御手書一冊見送られたしと致す。よろこぶの決意いたしました。尚、香典会の審査報告は本会期中に折願いたします。

一議長（前欄左）曰 第九西の衛生組合規約の一部を改正する規約案について議決
案第九のものを議題に供しませう。事務局として、議決の記録をいたさねばならぬ。

一、議長高橋千春）理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役(川口金方) 藤栗第四十八番 衛生組合規約の一部を改正する規約
案はつゞて説明申し上げる。現在の西宮紀生組合の場所には慶永焼知場
を設置しようとするものだが、この申請はつゞきましては三町町長 慶永焼知場を

致しければならぬ」とう事は理事會、委員長并意見が一致したわけ
であつた。右と同じ豫案が議会の議決を仰ふのとすれものぐございます。
第一案は、この場合よし床処建改及の運営事務の共同処理事を目的とし
規約を定むす上には助をせしめ床処建改だけであつて、廢芥処理も入つたものとする事だ
と、共同処建改と改め廢芥処理も入つたものにしてしようとする事だございます。
舊規約に於ても共同の定義は、焼がら、廢棄床、并み入つたおり、ふん床や
廢芥も共同として処理する方と云ふ事は、そのぐこで改正しようとするものぐ
ありまして、右のしんり審議を依頼いたします。

ハ士番（大佐）一 本件は対しては科材増額とも同じ機案を提出するものなり
なりぬらぬ。

一、助役（川島英彦君）三町とも同議案の内容で、御提案申し上げることに付く切なりと
ご意見あり。

一議長(高橋千春)ニハ、く質疑を結了せしむ。おぼかりいたしす。議案第四十八号は厚生委員会に付託し詳細に審議を願うニ決したしと思ひます。又この間果敢たりとんか。

(畢蘇ハト呼ぶアリ)

一議長上府橋下春一内閣議決しと認めます。ようこそ決定いたしました。尚本閣
会の審査報告は本会期中には附願いいたしいます。

一議長、新橋千春、日往第十一牛新取前広場町道四百九十九号、五百方角、五百文、款
又、牛新取前公衆使所設置に因る諸願書、諸願第一号五議題に依りて、
事務局より諸願書の討議をいたすや、

一、議定事務(水工部)
朗詠

一 議長（高橋平春） 紹介議員、石川議員から請願の趣旨説明を所願いたしました。
二十八番石川信義） 議長より御答へを承りましたら、御説明いたします。従来より理事等並に担当課長にも配下で、排水も、竹林東東館通りの改修により、

福生町議合

排水をもつてみなければならぬわけや、その点町当局も従来から心配さうな否、
会に功をいまして、十分研究を願ひ、住民の要望をも日も早くみえたい、たゞくよう
功願するが、弟でござります。取柄の整備と公衆便所につくしましては、関係方面の
ういづから心配をいたさうなわけや、や、常務に功は、今た解決するにいたつて功り
まんの、この点も十分調査する、請願の趣旨を十分、公衆便所願ひ、早期に
実現でます、その功努力を功願い申し上げるが、弟でござります。

一、議長(高橋平春)より、紹介議員の説明に計するの賛成を仰ぐ事。

(畢議よしと仰承るに)

一、議長（高橋春）二のほへ質疑を結了したしき。おまかりましたしき。本件につい
ては建設委員会に付託し詳細な審議を願うことになったしきと思ひます。
あ、二のほに附帯議ありせんか。

(畢談はしと好む者あり)

ハ、議長が樹立。明見議決しと認めず。よつてこの決定はした。尚本委員会

